破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２２号
岩手県大船渡市末崎町字鶴巻93番地５
債務者　小松　隆千
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成３０年（フ）第１１号
岐阜県養老郡養老町鷲巣1568番地35
債務者　三宅　了太
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第２２２号
北九州市小倉北区上富野３丁目７番６号（501）
債務者　辛嶋　夕子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１１７号
函館市昭和３丁目５番11号　白百合荘　202
債務者　吉田　浩太
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第２４号
三重県伊勢市村松町17番地２
債務者　長谷川孝行
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成３０年（フ）第１０１号
愛知県安城市安城町社口堂66番地　サンシティ岡田Ｂ―105
債務者　藤原　　稔
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１０２号
愛知県岡崎市城南町１丁目２番地５　コーポコト　102
債務者　關　　**廣**己
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１７５号
北九州市小倉南区横代東町３丁目１番16号
債務者　安藤　啓次
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第７２号
埼玉県入間郡越生町大字越生622番地２
債務者　白井　智幸
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１７９号
埼玉県川越市大字久下戸１番地１（川越久下戸団地３号棟608号室）
債務者　岡部　愛子（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１８５号
埼玉県川越市笠幡4004―２　笠幡団地　４―504、住民票上の住所埼玉県川越市大字笠幡3685番地
債務者　渋谷　勝美
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２号
新潟県長岡市三和１丁目５―19　新潟マック、住民票上の住所新潟県上越市清里区今曽根635番地１
債務者　白石　英雄
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成３０年（フ）第３０１号
北海道江別市大麻扇町２番地の５
債務者　山口千恵子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３７６号
札幌市東区北23条東14丁目４番13―703号
債務者　三井　智之
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３８７号
北海道江別市高砂町16番地の15
債務者　齊藤　萌子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４１５号
札幌市白石区東札幌４条２丁目５番17号　東札幌メゾンＫ―102号
債務者　水島恵利香（旧姓蛯名）
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４３４号
北海道恵庭市緑町１丁目７番15―101号
債務者　杉本　健太
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部